

● 農業施設等の導入支援事業補助について 施策体系」1－2(3)

- ・令和7年9月1日
「豊中市農業近代化施設等事業補助金交付要綱」を改正。
「豊中市農業施設等の導入支援事業補助金交付要綱」に名称変更。

【改正の趣旨】

農機具等の導入支援の内容を見直し、従来の大規模な設備設置事業のほか、新たに小規模な農業資材等の導入経費を補助対象に加え、市内農家の作業環境の改善を図るもの。

【改正の内容】

次頁表のとおり

- ・9月中旬
農業経営者協議会で各総代に周知依頼 (次々頁のチラシを配布)
豊中市ホームページで周知 (交付要綱と次々頁のチラシを掲載)
- ・9月～ 順次申込み受付
- ・11月 交付決定

【今後】

小規模な設備導入も対象になったことで、従来よりも補助金を活用しやすくなった。より多くの方に補助金を活用していただけるよう、引き続き制度周知に努める。